

第1章 計画の策定にあたって

1 文化芸術の考え方

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものであり、個人や様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する心のよりどころとなるものです。

文化芸術と聞くと、長い歴史があり世の中に認められているもの、身近なものでないという印象を持つ方もいると思いますが、文化芸術は身近な日常の中にも存在しています。

例えば、映画やアニメ、漫画、ポピュラー音楽などを観たり、聴いたりして心が揺さぶられることも文化芸術に触れることであり、地域の祭りで神輿を担ぐことや旅行等でその土地の様々な生活や文化を体験すること、SNS等で誰かに伝えたいという思いで写真や動画などを投稿することなども文化芸術活動です。

文化芸術に触れ、そこに自分自身が何かを感じ、それを誰かに伝えることは、それはもう自己表現であり、そして、文化芸術は、表現を通じて進化していきます。

県では、県民のみなさん誰もが文化芸術に触れ、誰もが自信を持って表現できるよう、文化芸術の発展につなげる取組を進めていきます。

2 計画策定の趣旨

これまで県では、「文化芸術振興基本法」の趣旨に則り、平成23年に「ちば文化振興計画」を、平成28年に「第2次ちば文化振興計画」を策定しました。

その後、平成30年の「千葉県文化芸術の振興に関する条例」（以下、「条例」と言う。）の制定を受け、令和4年には条例第7条に基づく計画として「千葉県文化芸術推進基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の5類移行や「博物館法」の改正、「千葉県誕生150周年記念事業」の開催など、文化芸術を取り巻く状況には様々な変化がありました。

また、本県では文化芸術に触れ自ら取り組む場や機会の不足や、文化芸術は身近なものではないという印象、文化芸術活動の担い手やそれを支える人材やノウハウの不足などの課題が見えてきました。

加えて、誰一人取り残すことなく、持続可能な世界を実現するための普遍的な国際目標であるSDGs¹（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向け、「質の高い教育をみんなに（目標4）」や、「住み続けられるまちづくりを（目標11）」などを視野に入れた取組も進めています。

そこで、これらの変化や課題に対応し、誰もが文化芸術に親しめる千葉を目指し、文化芸術の振興に取り組む施策を展開するため、第2次千葉県文化芸術推進基本計画を策定します。

¹ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）：平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030のアジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

3 計画の位置付け

- ・ 文化芸術基本法 第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」
- ・ 千葉県文化芸術の振興に関する条例 第7条に定める「文化芸術推進基本計画」
- ・ 千葉県総合計画の分野別計画

4 計画の期間

令和7年度から令和13年度の7年間とします。

5 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で規定されている以下の分野を対象とします。

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。））
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術）
- ・ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 文書等（郷土についての歴史的価値がある文書及び記録）
- ・ 郷土芸能（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能））
- ・ 地域固有の文化（地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化）
- ・ 歴史的又は文化的景観